

2019 年度東広島市教育委員会主催・広島大学マスタース共催市民講座
「市民生活に身近な法律問題」実施報告

広島大学マスタース会員 鳥谷部 茂

市民講座「市民生活に身近な法律問題」（2020 年 2 月 1 日，8 日，15 日，22 日の各土曜日，13:30～15:00 計 4 回）が無事終了した。出席者数は 1 回から 3 回までは 13 名前後であったが、最終回は新型コロナウイルスの影響もあり 3 名であった。4 回の講座の内容は、「第 1 回：交通事故，第 2 回：消費者問題，第 3 回：振り込め詐欺，第 4 回：境界問題」とし、レジュメと資料を配布し、受講者と意見交換をしながら各テーマについて理解を深めた。いずれの回も受講者から熱心な質問等があった。

第 1 回 交通事故 身近に起こる法律問題として、非常に多い問題である。法律上の責任も、行政責任、刑事責任、民事責任に分かれ、1 つの事故で 3 つの責任を負うことがある。その中でも、加害者が被害者に対して負う民事責任を中心に説明した。具体的には、損害賠償の種類、慰謝料の算定、消滅時効等のほか、特に紛争の多い過失割合による過失相殺を事例に基づいて説明した。また、解決方法の多様性と（公財）交通事故紛争処理センターによる解決方法の利点を説明した。

第 2 回 消費者問題 これまで発生した森永ヒ素ミルク事件（1955 年）のような人的被害からサラ金被害事件（1976 年）のような経済的被害、また、最近の SNS や仮想通貨等の情報機器を用いた詐欺的被害、これらの多様な消費者被害の救済に対応する民法・消費者契約法、その他の特別法による救済方法について説明した。特に、消費者契約法は、不当な勧誘行為等の取消・無効、さらには後続の被害発生を阻止するための差止請求を認める。最後に少額多数被害者の合計額を被害者に代わり一括返還請求し被害者に配分する被害回復訴訟手続の重要性について説明した。

第 3 回 振り込め詐欺 消費者問題の各論として、高齢者に被害が多い振り込め詐欺である、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺を紹介し、その被害状況（被害額 301 億円）とこれに対する被害救済法として、悪用された預金口座を凍結する法律、悪用するための携帯電話の譲渡を禁止する法律、凍結された預金から被害者に分担金を支払うことを可能にする法律を説明した。最後に広島県内での昨年の特種被害数（175 件）、被害総額（3 億 2180 万円）、被害手口などを紹介し、被害予防（家族、県市消費者センターへの相談）について説明した。

第 4 回 境界問題 土地の境界問題は都市部でも地方でも多い。従来境界問題への対応は裁判で境界を決定する境界確定訴訟が中心であったが、不動産登記法が 2005 年に改正され、筆界特定制度が新たに制定された。この制度は、裁判所ではなく登記所の登記官を中心に、弁護士や土地地家屋調査士による筆界調査委員会によって境界を特定するものである。この手続は、登記所に筆界特定を申請するもので、隣人を裁判で訴えることも、弁護士に依頼することも必要ないので、最も安くて、早くて、上手い解決方法といわれている。もちろん不満がある場合は別途訴訟提起もできる。境界問題を子や孫に残さないためにも意味のある制度であることを説明した。